

平成30年10月2日

泉南市農業委員会
会長 中野吉次様

泉南市情報公開・個人情報保護審査会
会長 津戸正広

農地法所定の許可申請に関し、行政書士以外の者の作成によるものの受付簿及び委任状に記載されている個人情報の一部公開決定に関する審査請求について（答申）

第1 審査会の結論

受付簿及び委任状（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を非開示とした決定について、非開示とすべきであると判断した情報のうち、個人情報にあたる部分の決定は妥当であるが、司法書士の職名が記載された者の氏名は、公開することが妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、平成30年3月16日（受理日）に「平成29年11月1日から平成29年12月31日までに申請された農地法第3条、第4条、第5条に係る申請に関し、行政書士以外の者の作成によるものの受付簿及び委任状」の公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、当該公開請求に対し、平成30年3月28日に文書中にある個人の氏名、住所、印影を非公開とする情報公開（一部非公開）決定を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成30年6月20日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、処分庁に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

泉南市農業委員会の平成30年3月28日付の一部公開決定処分の取消し

2 審査請求の理由

- (1) 一部公開の理由が単に条文の該当規定を示すのみであり、その非開示事由に該当する理由、根拠が付記されておらず、不十分である。
- (2) 非開示情報となる個人情報から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は除かれるため、個人の氏名住所だからといって一律に非開示情報と断定するのではな

く、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するかどうかは個別に判断され、その根拠が示されなければならない。

- (3) 一部公開の理由である泉南市情報公開条例第10条第2号に該当するのであれば、そのような不利益の危険性について具体的な主張、立証がされるべきだが何らされていない。

第4 処分庁の説明の要旨

- 1 処分庁は、平成30年3月14日付けで審査請求人からなされた本件開示請求「平成29年11月1日から平成29年12月31日までに申請された農地法第3条、第4条、第5条に係る申請に関し、行政書士以外の者の作成によるものの受付簿及び委任状（印影部分は黒塗り可）」の公文書について、保有状況を調査した結果、「平成29年農地法第3条許可申請受付表、平成29年農地法第4条届出・許可申請受付表、平成29年農地法第5条届出・許可申請受付表」及び委任状を本件対象文書として特定した。
- 2 処分庁が本件対象文書を公開するに当たり、受付表（本件公開請求1）については受付番号、受付年月日、届出又は申請地、転用目的、届出又は申請者、受理又は許可番号、受理又は許可年月日、受領印、備考欄のうち、当事者欄の個人の氏名及び住所、受領印欄の印影以外の情報を公開し、委任状（本件公開請求2）については個人の氏名及び住所並びに印影以外の情報は公開した。
- 3 受付表及び委任状の個人の氏名及び住所並びに印影は、泉南市情報公開条例第9条第1項第1号に規定する個人情報にあたること、また同条例第10条第2号により、それらを公開することにより事業を営む個人の正当な事業活動に著しい不利益を与えると認められるものとして非公開とした。

本件公開請求1の受付表については、農地法上国や都道府県の職員以外の一般人が閲覧できるとの規定は存在しないこと、受付表の届出又は申請者欄の氏名及び住所と不動産登記簿の登記名義人の氏名及び住所は相続登記がなされていない等の事情により必ずしも一致しないこと、本件公開請求2の委任状は当事者の私的な文書であり、公にすると今後の正当な事業活動に著しい不利益を与えるとのこと等の事情から非公開とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その目的を第1条で規定しており、「市の保有する情報を公開し、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市民による市民のための市政の発展に資する」ことを目的とするものである。したがって、当審査会は市民の公文書開示請求権を十分尊重するという

条例の趣旨に従い、当審査会により調査を行い、条例の適用について審査することとした。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件公開請求1（受付表）に対する処分について

処分庁は、受付表に記載されている個人の氏名及び住所並びに印影は、特定の個人に関する情報であって、かつ、特定の個人を識別しうる情報であるから、泉南市情報公開条例第9条第1項第1号の個人情報に該当する。

よって、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

(2) 本件公開請求2（委任状）に対する処分について

処分庁は、委任状に記載されている個人の氏名及び住所並びに印影は、泉南市情報公開条例第9条第1項第1号の個人情報にあたり、また同条例第10条第2号の事業を営む個人の正当な事業活動に著しい不利益を与えると主張する。一方で審査請求人は、個人情報から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は除かれるため、一律に非公開情報と断定せず、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するかどうかは個別に判断されるべきであり、また条例第10条第2号の不利益の危険性について具体的な主張、立証が何らされていないと主張する。

処分庁が本件対象文書として特定した「委任状」については、当審査会が平成30年8月31日午後3時20分ごろに原本の写し14枚を確認したところ、2枚の委任状については、司法書士の氏名が記載されていた。

まず、これが事業を営む個人の当該事業に関する情報にあたるか否かについて検討する。この点、本件の場合、当該氏名に、申請代理人として単に個人の氏名が記載されているだけにとどまらず司法書士という肩書きもしくは資格名が付加して記載されているのであって、かかる事実、本件申請が司法書士の事業活動の一環として行われたものであることを強く推認させる事実である。確かに法律上、司法書士は業として農地法の事務の申請代理人となることはできないが、法律によって制限されていることと、当該申請代理行為が事業活動の一環であるか否かとの判断は別の問題であって、現実問題として、法律によって制限されている代理行為であったとしても、依頼者から料金を徴したうえで受任することは可能であるから、司法書士が業として農地法の申請代理人となることができないという法律上の制限は、本件申請代理行為を事業活動の一環と判断することを妨げるものではない。また、当該申請代理行為が事業活動の一環ではなく単なる個人として行ったものであることをうかがわせるような事実も存在しない。したがって、司法書士という肩書きもしくは資格名を付加して記載されている申請代理人の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報にあると判断すべきである。次に、当該情報が、条例第10条第2号にいう公開することにより事業を営む個人の正当な事業活動に著しい不利益を与える情報であると認められるか否かについて検討する。この点、当該情報を公開することによって、申請代理人が法律によって行うことができないとされている事務の申請代理人となっていたことが審査請求人の知るところとなり、そ

れによって当該申請代理人が司法書士会あるいは監督官庁等から何らかの不利益処分を受ける可能性があることは否定できない。しかし、条例第10条第2号が保護するのは『正当な事業活動』であるところ、法律によって制限されていて行うことができない事務は同号が定める『正当な事業活動』にあたらぬというべきであるから、当該情報は公開することにより事業を営む個人の正当な事業活動に著しい不利益を与える情報であるとは認められない。

よって、処分庁は、本件公開請求2の委任状に記載されている司法書士の氏名については、公開することが妥当である。

第6 結論

以上の理由により、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。